

第 53 回(令和 6 年度)人権啓発ポスターコンテスト実施要領

1 主催

静岡人権擁護委員協議会

2 協力

静岡地域人権啓発活動ネットワーク協議会

(静岡地方法務局、静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、川根本町、吉田町)

3 後援

静岡県教育委員会 静岡市教育委員会 静岡県私学協会 静岡新聞社・静岡放送

4 趣 旨

私たちは、だれもが幸福で生きがいのある生活をしたと願っています。「人権」は、そのためにはどうしても欠くことのできない権利と言えます。そして、自分が人権をもっているように、ほかの人も同じように人権をもっています。みんなが、この権利をお互いに尊重し合うことによって、すべての人が明るく楽しく暮らしていくことができます。

そこで、だれにもわかりやすい「啓発ポスター」を描くことを通じて「人権とは何か」ということや「差別をなくすこと」、「いじめをなくすこと」などについて、皆さんに考えていただくために「人権啓発ポスター」を募集します。お互いの「しあわせの道しるべ」としていただくのが目的です。

5 内 容

毎日の生活の中で見たり、聞いたり、考えたりするもので、互いに相手の立場を考えて豊かな人間関係をつくるための作品で、前述した趣旨に沿ったものとします。

ただし、未発表のものに限ります。

6 応募の種別及び資格

静岡県中部地域（静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町）に在住する若しくは当地域にある学校等に在学する 6 歳から 18 歳までの者とする。ただし 18 歳を超えていても、学校等に在学する場合は認める。

応募の種類 6 歳から 12 歳（小学生並びに小学生に準ずる児童）の部
13 歳から 15 歳（中学生並びに中学生に準ずる生徒）の部
16 歳から 18 歳（高校生並びに高校生に準ずる生徒）の部
コンピューターグラフィックスの部（年齢の区分けはなし）

※コンピューターを用い、文字・写真・イラスト・図・記号等により構成した
もの。ただし生成 AI を利用した作品は不可。

7 応募作品の規格・材料・手法・応募数

規 格 4つ切り画用紙サイズ（約 39 センチ×54 センチ）程度

材 料 クレヨン、水彩絵具、ポスターカラー等

手 法 パソコンによる製作（グラフィックデザイン等）も可

※（パソコン製作する場合は、企画のサイズにプリントアウトして応募してください。）

応募数 1人1点

※作品に、表題<テーマ>を入れてください。また、作品の裏面には、学校名、学年、氏名、啓発ポスターの表題<テーマ>を記載してください。

8 応募方法

(1) 応募締切 9月5日(木)

(2) 学校を通じて応募する場合

各学校において、応募作品の中から5点を選考の上、「別紙1 学校応募用紙」を添えて、「別紙2 作品送付先」宛に送付願います。

(3) 個人で応募する場合

「別紙3 個人応募用紙」を添えて、「別紙2 作品送付先」宛に送付願います。

9 審査

主催団体において協議の上、決定します。

10 入選作品の発表

10月上旬頃までに、入選者名を各市・町を通じて、学校にお伝えします。

(入賞者に対する表彰式は、別途行います。)

11 賞

最優秀賞 各部1点 計3点

優秀賞 各部3点 計9点

奨励賞 各部各市町1点 計21点

*コンピューターグラフィックスの部は応募状況により入賞数を決定する

特別賞 静岡新聞社・静岡放送賞 1点

静岡人権擁護委員協議会長賞 1点

入選 第一次審査選出作品 ※入選者には賞状と副賞を贈呈します。

学校賞 作品の活動に積極的に取り組んだ学校に感謝状を贈呈します。

参加賞 応募者全員

12 作品の取り扱い

(1) 入賞作品の著作権は主催団体に帰属します。

(2) 入選作品について人権啓発ポスター展において展示します。

ア 期間 令和6年10月15日(火)から10月20日(日)まで

イ 会場 静岡市民ギャラリー(静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所本館1階)

ウ その他 人権週間(12月4日から10日)にあわせ、市町によって展示します。

13 表彰式

日時 令和6年10月20日(日) 13時30分から14時00分(予定)

場所 静岡市民ギャラリー

対象 最優秀賞、優秀賞、特別賞